



平成 27～28 年度地方独立行政法人静岡県立病院機構
静岡県立総合病院医療機器等整備支援業務委託公募プロポーザル実施要領

平成 27～28 年度地方独立行政法人静岡県立病院機構静岡県立総合病院医療機器等整備支援業務委託に係る公募プロポーザルを以下のとおり実施する。

平成 27 年 3 月 9 日

静岡県立総合病院
院長 田中 一成

1 発注者

静岡県立総合病院 院長 田中 一成

2 委託業務

平成 27～28 年度地方独立行政法人静岡県立病院機構静岡県立総合病院医療機器等整備支援業務委託

3 委託業務実施場所

静岡市葵区北安東 4 丁目 27 番 1 号 静岡県立総合病院

4 委託期間

契約締結日から平成 29 年 3 月 31 日まで

5 委託業務の目的

病院機能の強化と患者サービスの向上を目的に建設する（仮称）新放射線治療・手術棟について、新たな医療機器等の調達及び既存医療機器等の移転に関する幅広い知識と高い専門能力を有し的確な課題分析及び解決を図ることができるコンサルタントの支援を受けることにより、病院機能が最大限発揮されるような医療機器整備を行い、円滑に新棟の開棟等を迎えることを目的とする。

6 委託業務の内容

次のとおりとする。詳細は契約書（案）、仕様書（案）及び応募者に配布する資料参照。

- (1) 医療機器等選定及び調達支援
- (2) 建築・設備設計及び工事との調整支援
- (3) 入札支援及び納品管理
- (4) 移転支援
- (5) 新棟建設準備に係る支援業務

7 プロポーザル参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方独立行政法人静岡県立病院機構契約事務取扱規程第 3 条 1 項、3 項及び 4 項の規

定に該当しない者であること。

- (2) 静岡県的一般業務委託等の入札参加資格を有している者又は新たに資格審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) 平成 20 年度以降に、「医療機器調達関係支援業務」及び「医療機器移転業務関係支援業務」を受託し、完遂した実績を 5 件以上有する者（500 床以上の病院に限る。）
- (4) プロポーザル企画提案書等の受付期間において、静岡県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 業務の円滑な運営を確保する観点から参加は単独一者とし、業務を再委託することや他業者と共同提案をすることのないこと。
- (7) 最近 1 年間の国税又は地方税の滞納をしている者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体でないこと。
- (9) 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過していないものをいう。以下同じ。）である者でないこと。
- (10) 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものをいう。）が暴力団員等である者でないこと。
- (11) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用をしている者でないこと。
- (12) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者でないこと。
- (13) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (14) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者でないこと。

8 プロポーザル参加申請書の認定について

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により申請書等を提出すること。

(1) 提出期間

平成 27 年 3 月 10 日（火）～平成 27 年 3 月 17 日（火）、午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 提出書類

次の書類を 1 部提出すること。

- ・ プロポーザル参加申請書（様式 1）及び応募者概要説明書（様式 2）
- ・ 静岡県入札参加資格審査結果通知書の写し（今後、申請する場合は申請書の写し）
- ・ 審査基準日（平成 27 年 3 月 18 日をいう。）において、「医療機器調達関係支援業務」及び「医療機器移転業務関係支援業務」の 5 件以上の受託実績一覧（平成 20 年度以降、500 床以上の病院に限る）（様式任意）

- ・ 返信用長 3 号封筒（あて先を記入し、簡易書留郵便料を含む切手 380 円分貼付のこと）

(3) 提出場所

静岡県立総合病院管理課物流係

〒420-8527 静岡県静岡市葵区北安東 4-27-1 電話 054-247-6111（内 2214）

(4) 提出方法

持参すること。但し、持参することが困難な場合は、申請書等の提出方法及び配布資料の受領方法について 8 (3) あて確認すること。

(5) プロポーザル参加資格の認定は、平成 27 年 3 月 18 日（水）をもって行うものとし、その結果は、平成 27 年 3 月 19 日（木）までに通知する。

(6) プロポーザル参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

ア プロポーザル参加資格がないと認められた者は、プロポーザル参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。

イ アの説明を求める場合には、平成 27 年 3 月 25 日（水）までに書面（様式自由）を 8 (3) まで持参することにより提出しなければならない。

ウ 説明を求められたときは、平成 27 年 4 月 1 日（水）までに説明を求めた者に対して書面により回答する。

9 業務説明会の実施

業務説明会に参加を希望する者は、業務説明会参加申込書（様式 6）を作成し、電子メールにて送信すること。電子メールを送信後、その旨を電話で連絡すること。また、説明会に参加できる人数は、参加申込毎に 2 名までとする。なお、参加にあたっては、本要領、契約書（案）、仕様書（案）、配布資料を熟読すること。

(1) 開催日時

平成 27 年 3 月 20 日（金）午後 1 時 30 分から午後 3 時頃

(2) 開催場所

静岡県立総合病院本館 2 階会議室 ※変更になる場合は個別に連絡する。

10 質問事項の受付・締切について

本業務委託についての質問は、「質問書（様式 3）」により提出すること

(1) 提出期限

平成 27 年 3 月 25 日（水）午後 5 時まで

締切時間以降の質問については受け付けない。

(2) 質問の方法

メールによるものとし、送信時には受付窓口あて必ず受付の電話確認を行うものとする。

E-Mail : sougou-kanri@shizuoka-pho.jp

(3) 回答期限

回答は、平成 27 年 4 月 1 日（水）までにプロポーザル参加申請書提出者全員にメール送信する。なお、質問の回答は、実施要領または仕様書の追加または修正とみなす。

11 提案書等の提出

(1) 提出書類

- ア 「プロポーザル企画提案書(様式4)」「委託業務見積書(様式5)」を提出すること。
- イ 提案にあたっては、5の委託業務の目的を達成するために、いかに積極的な役割を果たせるかについて明記すること。

(2) 提出期限

平成27年4月8日(水)午後3時

(3) 提出先

8(3)に同じ。

(4) 提出部数

「プロポーザル企画提案書(様式4)」は、15部(正本1部、副本14部:A4縦、横書き、両面印刷、30ページ以内、左上ホチキスあるいはダブルクリップ留めとする)。

(5) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、期限までに必着のこと)

12 提案書記載内容

(1) 取組方針

業務実施にあたっての基本的な取組方針を記載すること。

(2) 業務実施体制等

総括責任者、業務責任者及び業務従事者等業務実施体制(詳細は、仕様書(案)を参照。)を記載すること。

総括責任者、業務責任者及び業務従事者等として予定する者の、職位、年齢、マネジメント経験年数、業務経験年数等について記載すること。

(3) 受託実績に関する事項

病床数500床以上病院の受託実績数等を記載すること。

(4) 支援業務に関する事項

作業スケジュール、経済的効果等の受託効果、医療機器等整備計画策定支援業務、医療機器等移転計画策定支援業務、新棟建設準備に係る支援業務に関する業務の進め方、手法を具体的に記載すること。

(5) その他

ア 本業務の委託金額は、15,130,000円(消費税及び地方消費税8%込み)を上限とする。支払いは、委託契約交渉の際に定めた額を年度毎に分割して行う。

イ 提案した内容は、実現を約束したものとみなす。

ウ 本プロポーザルに参加する費用(提出書類作成及び提出等に要する費用)は、すべて参加者の負担とする。

エ 提出書類等の著作権は参加者に帰属する。

オ 提出された書類等は、一切返却しない。

カ 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、静岡県情報公開条例に基づき、

提出書類を公開することがある。

13 プレゼンテーション及びヒアリング

(1) 場所

静岡県立総合病院 2階会議室 ※変更になる場合は個別に連絡する。

(2) 日時

平成 27 年 4 月 20 日 (月)

※時間は調整のうえ、個別に連絡する。

(3) 時間 (予定)

プレゼンテーション 20 分以内

ヒアリング 20 分以内

(4) 出席者

2 名 (受託後に総括責任者、業務責任者として予定する者) とする。

(5) プレゼンテーション内容

企画提案書の内容について具体的に説明をすること。説明には、提出済みの資料 (プロポーザル企画提案書) を用いること。なお、パソコン及びプロジェクターを用いた説明も可とするが、パソコンについては、提案者で持参することとし、プロジェクター、スクリーン及び電源については病院で用意するものとする。

(6) ヒアリング内容

プレゼンテーション及び企画提案書の内容に関する質疑応答を行う。

14 最優秀提案者の決定手順

(1) 提案内容の審査

提案書に記載された内容について、14 (2) に示す選定評価基準に従って評価し、得点の合計が最も高い提案を最優秀提案として選定する。ただし、合計点数が総得点の 60% に満たない企画提案を採用することはできない。なお、得点の合計が最も高い提案が 2 以上ある場合は、企画提案能力における評価が高い方を最優秀提案に決定する。全て同じ点数であった場合は、委員長に決定を一任する。

(2) 選定評価基準

審査項目	内容	配点
受託基本方針	本業務の目的・内容の理解度は十分か。	10
受託効果	経済的に配慮した提案且つ新棟の機能を最大限向上させることができるか。価格交渉手法は優れているか。	10
事業遂行能力	同種業務についての実績は十分か。統括責任者、業務責任者の経験は豊富か。	10
事務処理能力	従事者の人員数、配置、業務経験が業務遂行上適切	20

	であり、的確な指導・助言が期待でき、様々な課題に迅速且つ的確に対応できるか。	
企画提案能力	委託業務の内容に関する提案は具体的で効果的なものか。作業スケジュールは効率的か。	40
見積金額評価	10点×(最低見積金額/提案者の提示する見積金額)	10

15 契約の締結

審査により、最優秀提案者として選定された者を、優先交渉権者として契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調のときは、順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

16 審査結果の公表

(1) 審査結果については、平成27年4月27日(月)以降、参加者全員に電子メールで、委託事業者を含め全参加者の名称及び点数を通知する。また、地方独立行政法人静岡県立病院機構静岡県立総合病院ホームページ上でも委託業者氏名及び全参加者の点数を公表する。

非選定の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に書面により、説明を求めることができる。なお、その回答は、その理由について説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面にて行う。

(2) ヒアリング及び審査は非公開で行い、ヒアリング及び審査に関する異議には一切応じない。

17 参加者の失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 契約締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 委託金額(上限金額)を超えた場合
- (3) 提出期限を過ぎてプロポーザル企画提案書が提出された場合
- (4) ヒアリング及びプレゼンテーションに遅れた場合
- (5) 不正行為(提出書類に虚偽の記載)が認められた場合
- (6) 会社更生法等の適用を申請するため、契約の履行が困難と認められるに至った場合
- (7) 審査の公平性を害する行為があった場合

18 契約書の作成

- (1) 契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。
- (2) 契約書は、仕様書及びプロポーザル企画提案書に基づいて決定する。

19 支払い条件

委託契約交渉の際に定めた額で、年度毎に1回支払うものとする。

20 その他

- (1) この入札による契約は、平成 27 年度予算の成立を条件とする。
- (2) プロポーザル参加者は、契約書(案)及び仕様書を含む契約内容を熟読すること。
- (3) プロポーザル・契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。